

独立行政法人国立病院機構まつもと医療センターにおける 入院セットシステム運営の公募の公示

令和7年4月1日からの当院内における入院患者（以下「入院患者」という。）のための衣類・日用品レンタルサービス事業の運営者（以下「運営者」という。）を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び貸付料等にかかる見積書（封書で封印。以下「見積書」という。）を提出願います。

令和6年9月30日

独立行政法人国立病院機構
まつもと医療センター
院長 武井 洋一

1. 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター入院セットシステム運営事業

(2) 運営内容

運営者は、院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、入院セットシステムの運営を実施する。

(3) 契約期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）

本貸付（運営）契約は、契約期間の満了をもって終了し、更新はしない。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 企画書及び見積書の提出者に要求される資格

独立行政法人国立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）及び独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）の規程によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ①厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供」のA・B・C又はDの等級の競争参加資格（関東・甲信越地域）を有する者であること。
- ②300床以上の病院で同様のレンタル等事業を1年以上継続している者であること。
- ③法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。直近3期の決算が3期連続で赤字でないこと。
- ④不正及び不誠実な行為がないこと。
- ⑤暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- ⑥災害発生時にも入院用品の提供が可能な体制を有していること。
- ⑦一般財団法人医療関連サービス振興会が発行する医療関連サービスマーク（寝具類洗濯業務）の認定を受けている者であることが望ましい。

（参考：一般財団法人医療関連サービス振興会 <https://ikss.net/>）

- ⑧寝巻類・タオル類の自社洗濯工場又は提携洗濯工場が完備され、商品の配送・提供、洗濯。申込管理・請求業務までを行うこと。
 - ⑨賠償責任保険に加入していること。
 - ⑩個人情報の適切な管理のため、一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの認定を受けている者であることが望ましい。
(参考：一般財団法人日本情報経済社会推進協会 <https://privacymark.jp/>)
 - ⑪スタッフに対する感染対策及び接遇に関する研修体制を整えていること。
- (2) 企画書及び見積書を特定するための評価基準
- ①企画書の提出者の能力
同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績
 - ②担当予定スタッフの能力
スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験、同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績
 - ③当該事業の運営方針等
運営方針・運営方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該運営に対する取組意欲
 - ④運営者からの提案
企画の適格性、企画の創造性、企画の現実性
 - ⑤販売手数料及び貸付場所賃貸借料
見積の妥当性

3. 手続等

(1) 担当者

〒399-8701 長野県松本市村井町南2丁目20番30号
独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター
事務部企画課業務班 契約係長
電話：0263-57-0155

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

①交付期間

令和6年9月30日(月)から令和6年12月16日(月)12時00分まで
(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。)

②交付場所

(1)に同じ。

(3) 参加希望者の登録・企画書・見積書の提出期限、場所及び方法

①登録・提出期限

令和6年12月16日(月)17時00分まで

②場所及び方法

(1)に同じ。

別紙「入札説明書」において指定する提出書類を持参又は郵送すること。

(4) 企画書のプレゼンテーションの開催日時及び場所

①開催日時

令和6年12月18日(水)14時00分～

②開催場所

独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター
管理棟1階会議室

(5) 見積書の開封日時及び場所

①開封日時

令和6年12月20日(金) 11時00分～

②開封場所

独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター
管理棟1階会議室

③その他

見積書の開封は原則として、見積書の提出者を立ち合わせて行うものとする。したがって見積書の提出者が立ち会わないときは、契約事務に関係のない当院職員を立ち合わせてこれを行うので、開封執行の前日までにその旨を担当者あてに連絡すること。

4. その他

- (1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類、企画書及び見積書は無効とする。
- (2) 契約書作成の要否：要
- (3) 提出された企画書に対するヒアリングは、必要に応じて実施する。
- (4) 本件公募に関する情報を入手する窓口は、3(1)に同じ。
- (5) 詳細は入札説明書による。